

報告事項

【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の変更
(第8回随時見直し) の状況について

【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回随時見直し）の状況について

1 都市計画変更の概要

盛岡広域都市計画区域（盛岡市、滝沢市、矢巾町）は、岩手県が昭和45年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）の都市計画を決定し、その後、昭和55年の第1回定期見直し以降、数次の変更を行い、適正な市街地の確保による計画的な整備と、良好な農用地及び自然環境の保全を図ってきたところである。

今回の第8回随時見直しは、平成27年、28年に実施した都市計画基礎調査に基づき、人口、産業、建築及び土地利用の動向等について調査した結果、都市の健全な発達と秩序ある整備を進めるため、現市街化区域に隣接し、市街化区域と一体的な土地利用がなされている区域及び、農業上の土地利用及び環境保全に留意しつつ、今後おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域について、市街化区域に編入しようとするものである。

市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

番号	地区名	地名	面積
滝一1	県大周辺Ⅱ地区	滝沢市菓子	15.4 ha
滝一2	県大周辺Ⅱ地区	滝沢市菓子	4.3 ha
盛一1	渋民地区	盛岡市渋民字鶴塚	1.8 ha
盛一2	渋民地区	盛岡市渋民字鶴塚	2.4 ha
矢一1	又兵エ新田地区	紫波郡矢巾町大字又兵エ新田	2.3 ha

2 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R6. 8. 6	滝沢市都市計画審議会（市の意見審議）	
R6. 9. 2 ～R6. 9. 30	変更素案の縦覧及び公述申出受付	縦覧者1名（滝沢市） 公述申出なし
R6. 9. 18～20	変更素案の説明会	参加者計2名（滝沢市）
R6. 10. 15	公聴会	※公述申出がなかったため中止
R6. 10. 8～12. 2	国交省東北地方整備局事前協議	
R6. 12. 10 ～R6. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R7. 2. 10	岩手県都市計画審議会（本審議）	
R7. 2（予定）	国土交通省東北地方整備局本協議	
R7. 3（予定）	都市計画変更告示	



議案審議

(1) 議案第 1 号

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更
案について（諮問）

議案第1号

盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について

盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により審議を求める。

令和7年2月7日

滝沢市都市計画審議会長

滝都第1224004号
令和6年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 武田 哲



盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について

1 都市計画変更の概要

県大周辺Ⅱ地区

盛岡広域都市計画区域区分の変更(第8回随時見直し)による市街化区域編入に合わせ、新たに用途指定するものである。

本地区は、「滝沢市都市計画マスタープラン」(平成27年3月)において産学官連携での新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む盛岡広域都市圏におけるICT(情報通信技術)を中心とした産業の拠点の形成に努めることとされている。また、「盛岡広域都市計画区域マスタープラン」(令和4年3月)において、産学官連携によるIT関連産業等の集積を図る工業地として位置付けが行われている。

よって、工業その他の産業機能の集積を図るため、準工業地域を新たに指定し、建蔽率を6/10、容積率を20/10とする。

また、当該地区東側の既に中学校(滝沢第二中学校)、保育園(川前保育園)が立地している地域については、既存の教育環境の保護を図る地域とし、第一種中高層住居専用地域を新たに指定し、建蔽率を6/10、容積率を20/10とする。

2 都市計画の変更案に対する意見書について

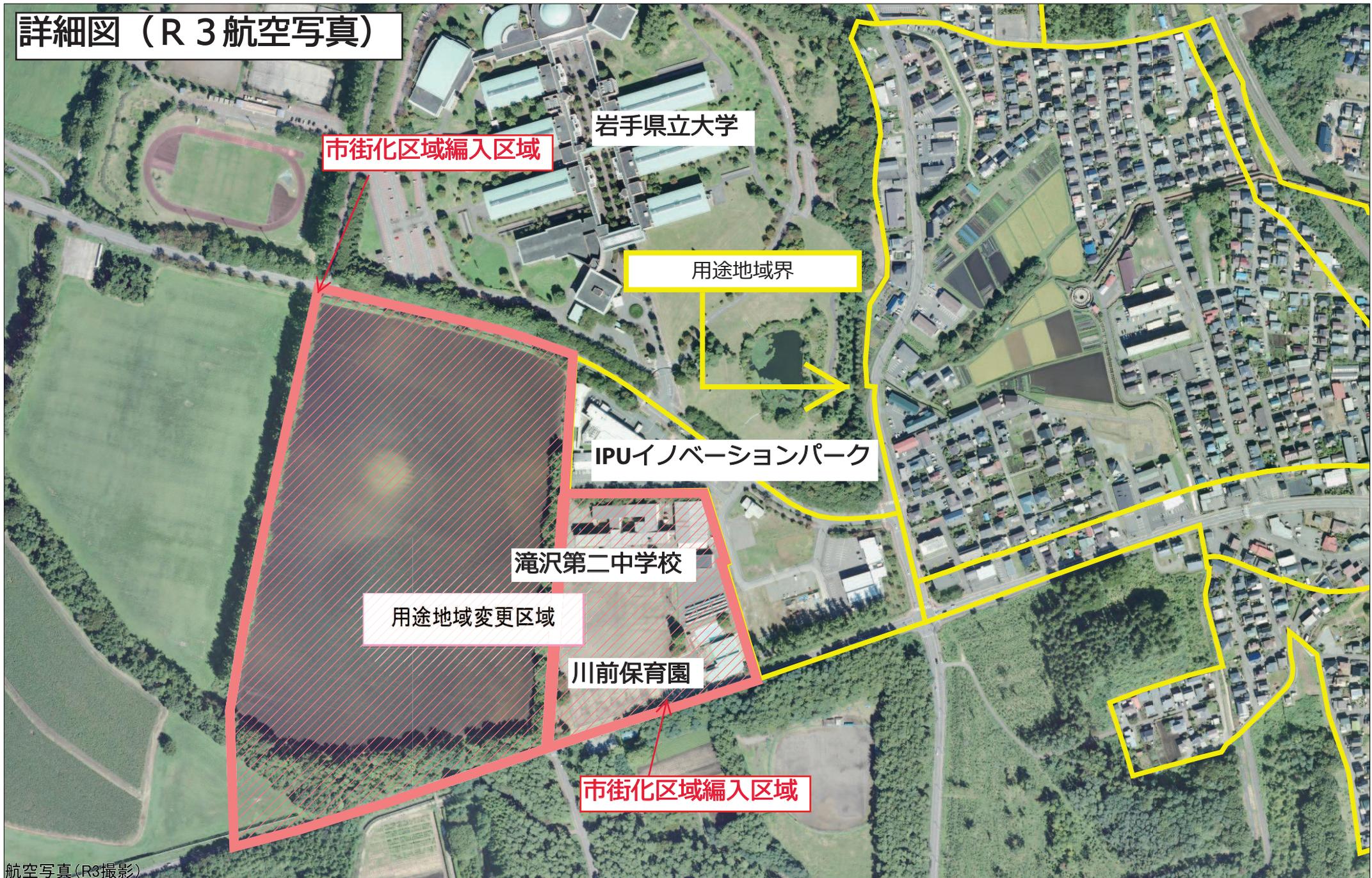
都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和6年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

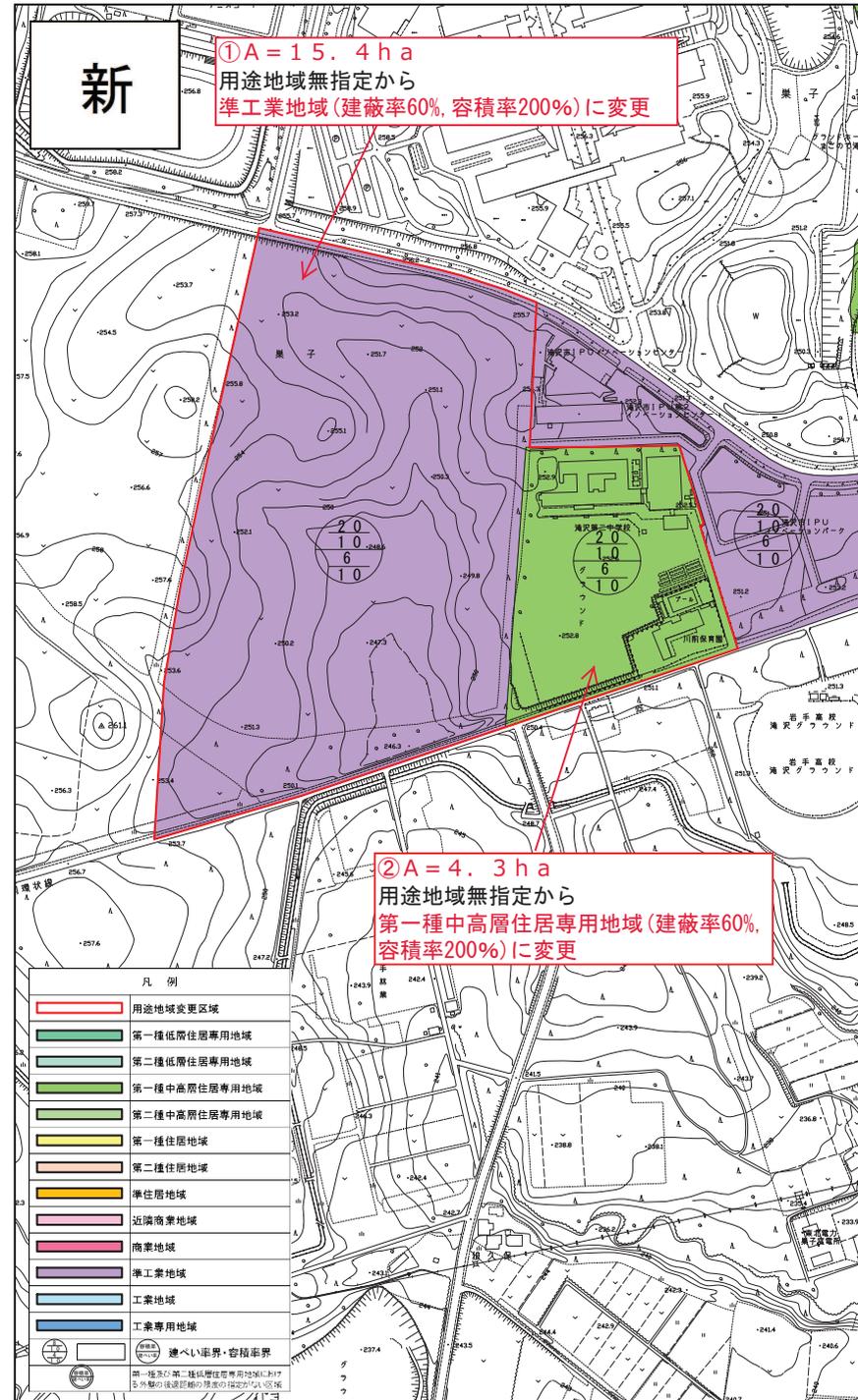
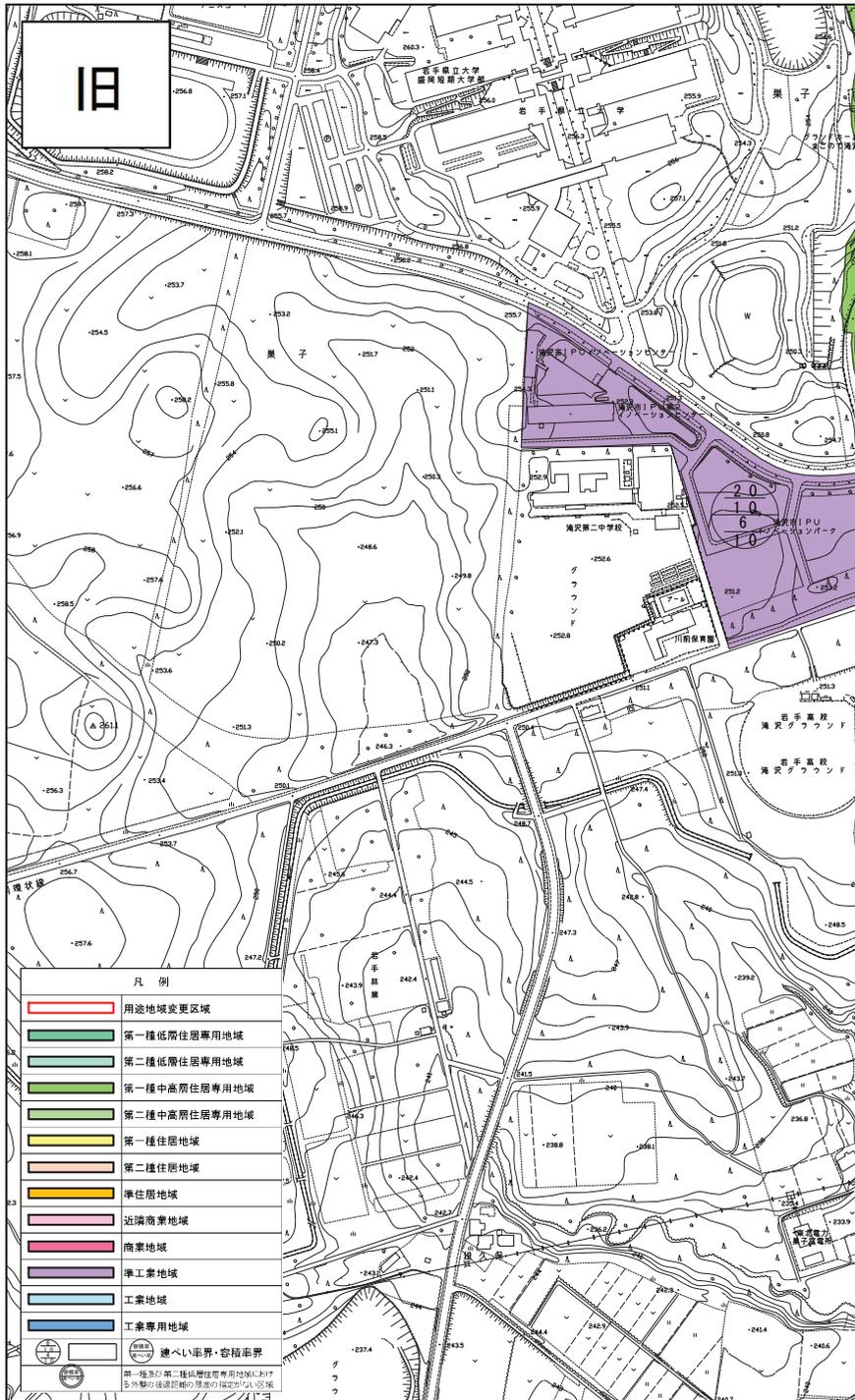
3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R6.8.6	第13回滝沢市都市計画審議会(事前説明)	
R6.9.2 ~R6.9.30	変更素案の縦覧及び公述申出受付	縦覧者1名 公述申出なし
R6.9.18	変更素案の説明会	参加者1名
R6.10.22	公聴会	※公述申出がなかったため中止
R6.12.10 ~R6.12.24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R7.2.7	第14回滝沢市都市計画審議会(本審議)	
R7.2(予定)	岩手県知事協議	
R7.3(予定)	都市計画変更告示	

詳細図（R3航空写真）



航空写真(R3撮影)



変更前

盛岡広域都市計画用途地域の変更（滝沢市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 39 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 70 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 77 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	
小計	約 186 ha	—	—	—	—	—	
第一種中高層住居専用地域	約 80 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 81 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 161 ha	—	—	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 272 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 20 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 13 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約 57 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
工業地域	約 1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合計	約 726 ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。」

理由 市街地の形成にあわせ、都市の健全な発展を図るため、本案のように変更しようとするものである。

変更後

盛岡広域都市計画用途地域の変更（滝沢市決定）〔素案〕

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 39 ha	8/10以下	4/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 70 ha	8/10以下	5/10以下	1.0 m	—	10 m	
	約 77 ha	8/10以下	5/10以下	—	—	10 m	
小計	約 186 ha	—	—	—	—	—	
第一種中高層住居専用地域	約 80 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 85 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
小計	約 165 ha	—	—	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 16 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 272 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 20 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 13 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	
準工業地域	約 72 ha	20/10以下	6/10以下	二	二	二	
工業地域	約 1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	
合計	約 745 ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり。」

理由 市街地の形成にあわせ、都市の健全な発展を図るため、本案のように変更しようとするものである。

議案審議

(2) 議案第 2 号

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の
変更案について（諮問）

議案第 2 号

盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について

盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 7 年 2 月 7 日

滝沢市都市計画審議会議長

滝都第1224002号
令和6年12月24日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 武田 哲



盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について

1 都市計画変更の概要

本地区は、工業系市街地として適正な土地利用を図り、周辺の豊かな自然環境と優れた景観を活かした研究学園型都市の形成を進めるため、地区整備計画として、工業系市街地の形成に支障となる建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、壁面の位置の制限等を定めている。

盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回随時見直し）において、本地区の西側が産業集積用地として市街化区域に編入されることに伴い、地区計画の区域を拡大し、整合を図るものである。

また、市街化区域拡大に伴い雇用者や交流人口の増加が見込まれ、日用品の購入や交流、休憩ができる場の必要性が高まることが想定されるが、現在の地区整備計画では小規模な店舗又は食堂若しくは喫茶店しか立地できない状況となっている。こうしたことから、今後増加する地区利用者のため、地区整備計画中の建築物の用途の制限の一部を変更するものである。

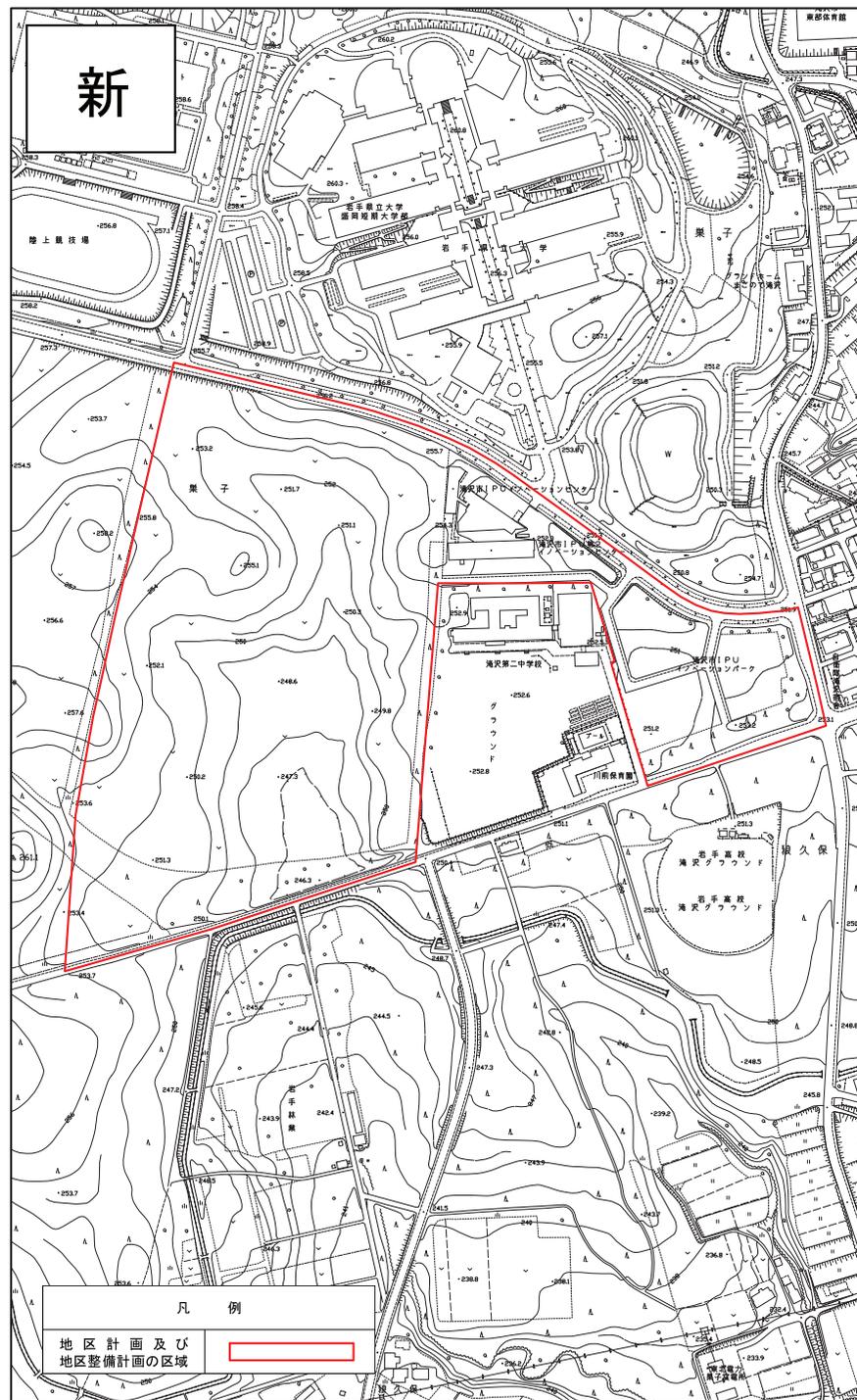
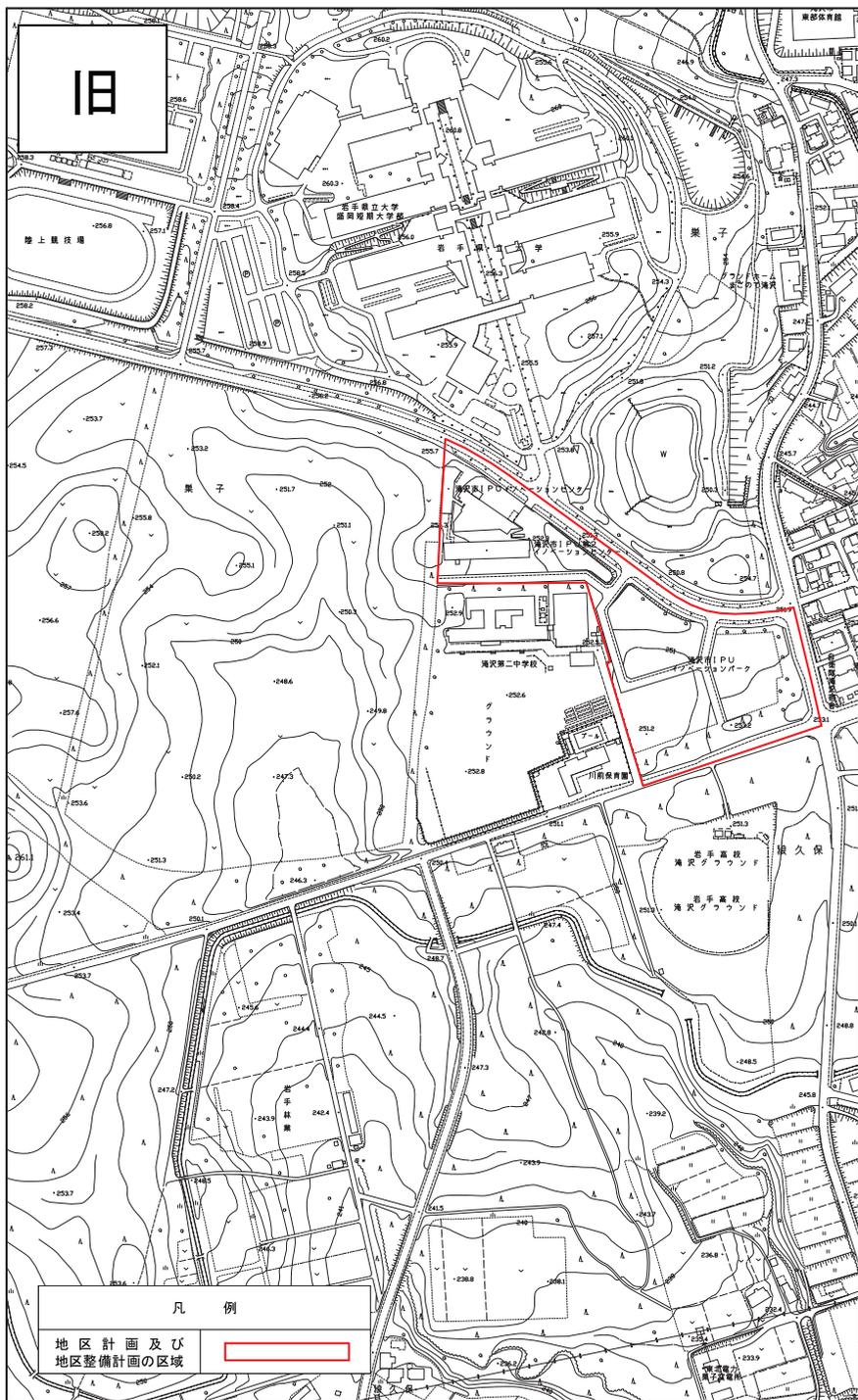
2 都市計画の変更案に対する意見書について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更するため、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、令和6年12月10日に告示し、都市計画の変更案を2週間、公衆の縦覧に供した。

なお、同法第17条第2項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R6. 8. 6	第13回滝沢市都市計画審議会（事前説明）	
R6. 9. 10 ～R6. 10. 1	手続き条例に基づく変更原案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R6. 9. 18	手続き条例に基づく変更原案の説明会	参加者1名
R6. 12. 10 ～R6. 12. 24	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者なし 意見書の提出なし
R7. 2. 7	第14回滝沢市都市計画審議会（本審議）	
R7. 2（予定）	岩手県知事協議	
R7. 3（予定）	都市計画変更告示	



盛岡広域都市計画地区計画の決定(滝沢市決定)〔原案〕

旧

都市計画県大周辺地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		県大周辺地区地区計画	
位 置		岩手郡滝沢村滝沢字巢子	
面 積		約4.4h a	
地区計画の目標		本地区は、東北縦貫道自動車道滝沢IC及び国道4号線から約1.5km、IGRいわて銀河鉄道滝沢駅まで徒歩約15分といった主要な交通機関を備えた位置にあるとともに、岩手県立大学等の 学術研究機関に隣接し秀峰「岩手山」を望むことができる地区であり、岩手県立大学及び滝沢市によるIT関連産業の集積が予定されている区域である。 このため、上記整備計画と地区計画により工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺の豊かな自然環境と優れた景観を活かした研究学園都市の形成を目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針		工業系市街地としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、周辺環境等に配慮した土地利用を図る。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の用途の制限	次に掲げるもの以外は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 倉庫業を営まない倉庫 (3) 工場又は作業場 (4) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店で、その用途に供する部分の床面積が500㎡以内のもの (5) (1) から (4) の用途を兼ねる建築物
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離1.0m以上とする。
		建築物の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度 13m
		工作物の設置の制限	屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44条)第2条第1項に掲げる屋外広告物は、屋上及び屋根面に設置してはならない。
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、設置しない。

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

市街化区域編入にあわせ、都市の健全な発展を図るため、本案のように決定しようとするものである。

盛岡広域都市計画地区計画の決定(滝沢市決定)〔原案〕

新

都市計画県大周辺地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		県大周辺地区地区計画	
位 置		滝沢市巢子	
面 積		約19.8h a	
地区計画の目標		本地区は、東北縦貫道自動車道滝沢IC及び国道4号線から約1.5km、IGRいわて銀河鉄道滝沢駅まで徒歩約15分といった主要な交通機関を備えた位置にあるとともに、岩手県立大学等の 学術研究機関に隣接し秀峰「岩手山」を望むことができる地区であり、岩手県立大学及び滝沢市によるIT関連産業の集積が予定されている区域である。 このため、上記整備計画と地区計画により工業系市街地としての適正な土地利用を図り、周辺の豊かな自然環境と優れた景観を活かした研究学園都市の形成を目標とする。	
区域の整備、開発及び保全に関する方針		工業系市街地としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、周辺環境等に配慮した土地利用を図る。	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建築物の用途の制限	次に掲げるもの以外は、建築してはならない。 (1) 事務所 (2) 倉庫業を営まない倉庫 (3) 工場又は作業場 (4) 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店で、その用途に供する部分の床面積が1000㎡以内のもの (5) (1) から (4) の用途を兼ねる建築物
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離1.0m以上とする。
		建築物の高さの最高限度又は最低限度	建築物の高さの最高限度 13m
		工作物の設置の制限	屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44条)第2条第1項に掲げる屋外広告物は、屋上及び屋根面に設置してはならない。
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、設置しない。

「地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり。」

理由

区域区分の変更にあわせ、地区計画の区域を変更するとともに、増加する地区の利用者のため本案のように変更するものである。

情報提供

中心拠点商業地区開発の進捗状況等について

(仮称) 結まち滝沢クロス～造成工事の進捗状況～

●問い合わせ 都市政策課 (☎ 656 - 6542)

市役所前の市中心拠点商業地区で、商業施設などが民間開発事業者により整備されています。

○開発場所（面積）

鵜飼先古川及び鵜飼向新田地内（約 12ha）※道路含む

○開発事業者

ダイナステージ株式会社 ☎ 656 - 0300

○商業施設など

中心拠点地域コンセプトに必要な4つの機能（「飲食」「買い物」「健康促進・医療」「子育て支援」）に基づく施設として、スーパーマーケット、ホームセンター、物販店、飲食店、温浴施設、保育施設、医療施設など、複数の商業施設などが立地する予定です（下図）。

開発区域の全3工区のうちA工区とC工区（一部）については、商業施設などの立地が決定し、具体的に配置計画などを進めています。

○施工者

昭栄建設株式会社 現場事務所 ☎ 681 - 0527

○オープン時期（予定）

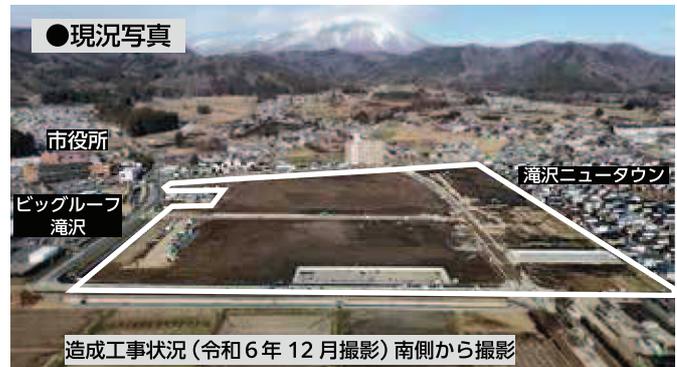
令和7年度中（令和8年3月まで）

○施工について

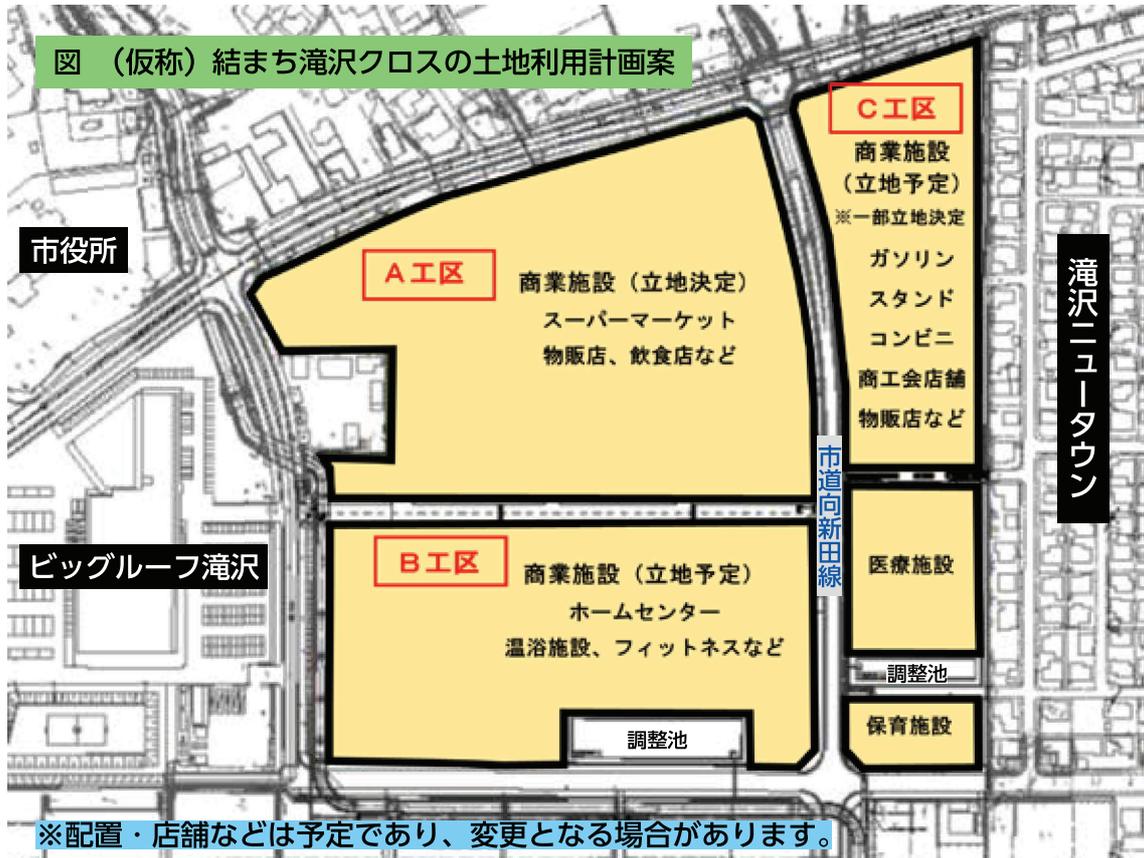
令和5年10月から造成工事に着手し、令和6年12月末時点の進捗率が約85%に達し、順調に工事が進んでいます。

工事中は環境対策として、道路汚損防止対策、交通事故防止対策、粉じん対策、騒音対策などを実施し施工しています。造成工事完了後には商業施設などの建築工事が行われる予定となっています。

開発区域を南北に縦断する市道向新田線（約800m）については、市が道路事業として令和7年度の工事完了を目標に拡幅工事を行っています。



図（仮称）結まち滝沢クロスの土地利用計画案



【参考資料】

- 都市計画法条文（抜粋）
- 滝沢市都市計画審議会条例
- 滝沢市都市計画審議会運営要領

都市計画法条文（抜粋）

（都市計画に関する基礎調査）

第六条 都道府県は、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、国土交通省令で定めるところにより、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。

（対象資料：報告事項）

【岩手県決定】盛岡広域都市計画区域区分の変更（第8回随時見直しの状況について）

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（対象資料：【議案第1号】

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について

【議案第2号】

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について）

（都市計画の変更）

第二十一条 （略）

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更（第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

（対象資料：【議案第1号】盛岡広域都市計画地域地区（用途地域）の変更案について

【議案第2号】盛岡広域都市計画地区計画（県大周辺地区）の変更案について）

○滝沢市都市計画審議会条例

平成4年3月12日

条例第3号

改正 平成12年3月16日条例第8号

平成14年2月1日条例第1号

平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

(設置)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第3項の規定により、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験を有する者

3 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱し、又は任命することができる。

(1) 岩手県及び関係行政機関の職員

(2) 滝沢市に住所を有する者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第2項第2号の委員の中から委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 審議会に会長の指名により、委員の承認をもって副会長1人を置く。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で審議会の委任を受けた軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員をもって組織する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為(以下「申請等の行為」という。)は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

滝沢市都市計画審議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、滝沢市都市計画審議会条例（平成4年滝沢村条例第3号）第7条に規定する滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2 会議の招集は、開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときは、この限りではない。

(参集)

第3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

2 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に定める関係行政機関及び都道府県の職員につき委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

(審議会の公開)

第4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の会議を公開しないことができる。

(1) 滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。

(2) 公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き会長が決定するものとする。

(公開の方法等)

第5 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、傍聴券（様式第2号）を発行することができる。

4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

(傍聴人の心得)

第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 指定された出入口から出入しなければならない。

- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても審議会の議席に入ってはならない。
- (7) 審議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他審議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 兇器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 審議会は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、審議会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。